

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

香川県高松市花ノ宮町一丁目二番三六号

医療法人社団宮本耳鼻咽喉科医院

清算人 宮本 永祥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道富良野市字山部東二一線一五番地、最後の住所北海道富良野市山部北町一一番五三三号 緑ヶ丘団地3棟一

被相続人 亡 日野 潤作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

北海道富良野市日の出町二番三三三号

あい弁護士 富良野・凛と法律事務所

相続財産清算人 弁護士 足立 敬太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市一迫字川口新町三三番地、最後の住所宮城県栗原市金成梨崎道ノ上七番地一 社会福祉法人栗原秀峰会

被相続人 亡 高橋 恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

宮城県大崎市古川旭二丁目三番地五 二階

北側弁護士法人菅原・佐々木法律事務所

相続財産清算人 佐々木康晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市土崎港北一丁目二〇六番地七、最後の住所秋田市土崎港北一丁目一番二

被相続人 亡 船木 晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

事務所秋田市山王三丁目一番一号 秋田県

第二庁舎三階B一五

相続財産清算人 司法書士 吉田 鮎子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大島町元町字馬ノ背一八八番、最後の住所秋田県男鹿市男鹿中滝川字寒風山横通一四番地

被相続人 亡 堀 ミチエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

秋田県秋田市土崎港中央四丁目一番二五号

相続財産清算人 司法書士 小玉 久則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東根市本丸北一丁目五〇四番地、最後の住所山形県東根市温泉町二丁目五番三二五号ソール東根

被相続人 亡 渡辺多美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

山形県東根市神町北二丁目四番二五号チェリコーポ二一一一

相続財産清算人 司法書士 佐藤 友彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市吉沼町一一二〇番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 橋川 勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年二月一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

茨城県水戸市南町一丁目三番二五号カナザワビル六階

野中・瀧塚法律事務所

相続財産清算人 弁護士 瀧塚 祐之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市沼一五九八番地、最後の住所千葉県館山市沼一五九八番地

被相続人 亡 外間 貞雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

千葉県千葉市中央区中央四丁目二番一

K A中央ビル五階 梨本・山本総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸七丁目一番地八、最後の住所千葉県市川区長作町三六九番地一

被相続人 亡 富所かよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

事務所千葉県市川区中央二丁目九番二〇号

三利ビル八階 豊田・大杉総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大杉 洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市幡谷一六二番地、最後の住所千葉県成田市久住中央二丁目五番地一四

被相続人 亡 小梶 祐一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

事務所千葉県船橋市本町二丁目二七番二五

号太陽生命船橋ビル七階船橋第一法律事務所

相続財産清算人 弁護士 島貫美穂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市宮城二六二番地四、最後の住所千葉県館山市宮城二六二番地の四

被相続人 亡 田中 雪江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

千葉県館山市北条一八六五番地 えざわ司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 江澤 正志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市青葉台五丁目一六番地八、最後の住所東京都大田区南蒲田二丁目一〇番一 一〇号メゾンレフル二〇一

被相続人 亡 森田 純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

東京都千代田区麹町四一八二六ロイクラ

トシ一階 倫総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮川 倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区西戸部町一丁目八一番地、最後の住所横浜市中区西戸部町一丁目八一番地

被相続人 亡 西浦 和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

横浜市中区本町二丁目二番地京阪横浜ビル一〇階

相続財産清算人 弁護士 早川 和孝

第8期決算公告

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	190,822
	固定資産	60,616
	合 計	251,438
負債純資産及び部	流動負債	111,706
	固定負債	9,267
	資本	130,464
	剰余金	17,625
	準備金	15,719
	本利金	14,625
	本利金	1,094
	本利金	97,120
	本利金	97,120
	その他(うち当期純損失)	(5,475)
合 計		251,438